

改正

平成25年3月28日門真市条例第4号

平成26年3月28日門真市条例第9号

令和2年3月19日門真市条例第17号

令和3年12月16日門真市条例第32号

令和6年6月20日門真市条例第20号

令和6年9月27日門真市条例第29号

令和7年6月25日門真市条例第25号

門真市立門真市民プラザ条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 門真市立青少年活動センター（第6条—第18条）

第3章 門真市立生涯学習センター（第19条—第23条）

第4章 門真市立門真市民プラザ体育館（第24条—第28条）

第5章 門真市立門真市民プラザグラウンド（第29条—第33条）

第6章 その他の施設（第34条・第35条）

第7章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、さまざまな分野における市民の自律的な社会教育活動等を通じ、市民力を育み、もって生涯学習の推進を図るための拠点施設としての門真市立門真市民プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年門真市条例4号〕

（構成施設）

第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

構成施設の名称	位置
門真市立青少年活動センター	門真市大字北島546番地
門真市立生涯学習センター	
門真市立門真市民プラザ体育館	
門真市立門真市民プラザグラウンド	
門真市立北島図書館	
門真市立こども発達支援センター	

一部改正〔平成25年門真市条例4号・令和6年29号・7年25号〕

(運営)

第3条 プラザは、構成施設相互の連携を図ることにより、有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。

一部改正〔平成25年門真市条例4号・令和2年17号・6年29号・7年25号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 前条の規定により指定管理者に指定管理施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 指定管理施設の利用の許可、その取消しその他の指定管理施設の利用に関する業務
- (2) プラザが存する敷地、施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 第7条各号、第20条各号、第25条各号及び第30条各号に掲げる事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

第2章 門真市立青少年活動センター

(設置)

第6条 門真市立青少年活動センター（以下この章において「センター」という。）は、青少年活動を通じて青少年に規律、協調及び奉仕の精神並びに社会性を培い、心身ともに健全な青少年の

育成を図ることを目的として設置する。

(事業)

第7条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の各種サークル活動の育成及び指導を行うこと。
- (2) 青少年の文化教養を高める諸行事を開催すること。
- (3) センターの施設を青少年の健全育成活動の用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を図るために必要な事業

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 木曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(利用者の資格)

第10条 センターを利用できるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に在住し、在勤し、又は在学する青少年
- (2) 前号の青少年を対象に活動する青少年教育指導者及び青少年教育関係者の団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(利用の許可)

第11条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物、設備及び器具等を汚損させ、若しくは破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
 - (3) 営利を目的としてセンターを利用しようとするとき。
 - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (5) センターの管理運営上支障があると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターを利用させることが適当でないと認めるとき。
- (利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(権利譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、許可を受けた目的外にセンターを利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第15条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者に対してセンターの管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第13条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者及びその利用に伴う入館者がセンターの建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第18条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用者は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成26年門真市条例9号〕

第3章 門真市立生涯学習センター

(設置)

第19条 門真市立生涯学習センター（以下この章において「センター」という。）は、市民の学習活動や文化活動を支援するため、活動の場を供し、情報の収集及び提供を行い、もって生涯学習の振興を図ることを目的として設置する。

(事業)

第20条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の自主的な学習活動や文化活動の充実のため、情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 市民の学習活動や文化活動に資する諸行事を開催すること。
- (3) センターの施設を市民の学習活動や文化活動の用に供すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民の学習活動や文化活動に必要な事業

(開館時間)

第21条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(休館日)

第22条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 木曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(準用)

第23条 第11条から第18条までの規定は、センターについて準用する。この場合において、同条第3項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

第4章 門真市立門真市民プラザ体育館

(設置)

第24条 門真市立門真市民プラザ体育館（以下この章において「体育館」という。）は、市民の心身の健全な発達を図り、豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置する。

(事業)

第25条 体育館は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 各種スポーツ教室等の開設を行うこと。

(2) 体育館の施設を市民のスポーツ及びレクリエーションの用に供すること。

(3) スポーツ及びレクリエーションに関する相談に対し、助言及び指導を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(開館時間)

第26条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて体育館の開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても体育館の利用を許可することができる。

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(休館日)

第27条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(準用)

第28条 第11条から第18条までの規定は、体育館について準用する。この場合において、第11条、第12条及び第14条から第17条までの規定中「センター」とあるのは「体育館」と、第18条第３項中「別表第１」とあるのは「別表第３」と読み替えるものとする。

第５章 門真市立門真市民プラザグラウンド

(設置)

第29条 門真市立門真市民プラザグラウンド（以下この章において「グラウンド」という。）は、スポーツ及びレクリエーションを通じ、市民の心身の健全な育成と豊かな市民生活の向上を図ることを目的として設置する。

(事業)

第30条 グラウンドは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (１) 各種スポーツ教室等の開設を行うこと。
- (２) グラウンドの施設を市民のスポーツ及びレクリエーションの用に供すること。
- (３) スポーツ及びレクリエーションに関する相談に対し、助言及び指導を行うこと。
- (４) 前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(開場時間)

第31条 グラウンドの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてグラウンドの開場時間を変更することができる。

区分	期間	1月、2月及び10月 から12月まで	3月、4月及び9月	5月から8月まで
	平日	午前9時から午後5 時まで	午前9時から午後6 時まで	午前9時から午後7 時まで

日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日	午前8時から午後5 時まで	午前8時から午後6 時まで	午前7時から午後7 時まで
---	------------------	------------------	------------------

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においてもグラウンドの利用を許可することができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

（休場日）

第32条 グラウンドの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

（準用）

第33条 第11条から第18条までの規定は、グラウンドについて準用する。この場合において、第11条、第12条及び第14条から第16条までの規定中「センター」とあるのは「グラウンド」と、第17条中「入館者」とあるのは「入場者」と、「センター」とあるのは「グラウンド」と、第18条第3項中「別表第1」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

第6章 その他の施設

全部改正〔平成25年門真市条例4号〕

（門真市立北島図書館）

第34条 門真市立北島図書館については、門真市立図書館条例（令和2年門真市条例第1号）の定めるところによる。

一部改正〔令和6年門真市条例29号〕

（門真市立こども発達支援センター）

第35条 門真市立こども発達支援センターについては、門真市立こども発達支援センター条例（平成25年門真市条例第4号）の定めるところによる。

追加〔平成25年門真市条例4号〕、一部改正〔令和7年門真市条例25号〕

第7章 雑則

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年門真市条例4号・令和2年17号・7年25号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 門真市立青少年活動センター条例（昭和63年門真市条例第8号）
- (2) 門真市立生涯学習センター条例（平成18年門真市条例第43号）
- (3) 門真市立門真市民プラザ体育館条例（昭和44年門真市条例第5号）
- (4) 門真市立門真市民プラザグラウンド条例（平成18年門真市条例第44号）

(市長による管理の特例)

- 3 市長は、次に掲げる事由により指定管理者が指定管理施設の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

- (1) 指定管理者が指定管理施設の管理業務を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が指定管理施設の管理業務を行うことができないとき。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

- 4 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条、第16条第2項、第21条、第22条、第26条、第27条、第31条及び第32条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けてセンターの	センターの
第9条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休館日に	休館日に
第11条、第12条、第13条第1	指定管理者	市長

項		
第13条第2項	市長及び指定管理者	市長
第15条	指定管理者	市長
第16条第2項	指定管理者	市長
第21条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けてセンターの	センターの
第22条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休館日に	休館日に
第26条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて体育館の	体育館の
第26条第2項	指定管理者	市長
第27条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休館日に	休館日に
第31条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けてグラウンドの	グラウンドの
第31条第2項	指定管理者	市長
第32条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休場日に	休場日に

一部改正〔平成26年門真市条例9号・令和2年17号〕

（市長による管理における使用料の徴収）

- 5 市長は、附則第3項の規定により指定管理施設の管理業務の全部又は一部を行うときは、第18条（第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第3項後段（第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

一部改正〔平成26年門真市条例9号・令和2年17号〕

附 則（平成25年3月28日門真市条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日門真市条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日門真市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第1条、第4条から第8条まで又は第10条から第24条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、第1条、第4条から第8条まで又は第10条から第24条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（令和3年12月16日門真市条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の門真市立公民館条例、門真市立市民交流会館条例及び門真市立門真市民プラザ条例の規定による門真市立公民館、門真市立市民交流会館及び門真市立門真市民プラザの附属設備の利用の許可、利用料金の徴収等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年6月20日門真市条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の門真市立小・中学校施設設備使用条例別表の規定、第3条の規定による改正後の門真市南部市民センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第7条第2項の規定、第8条の規定による改正後の門真市立青少年運動広場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の門真市立テニスコート条例別表の規定、第11条の規定による改正後の門真市立市民公益活動支援センター条例別表の規定、第12条の規定による改正後の門真市立リサイクルプラザ条例別表の規定、第13条の規定による改正後の門真市立旧第六中学校運動広場条例別表の規定及び第14条の規定による改正後の門真市立門真市民プラザ条例別表第1から別表第4までの規定は、令和7年4月1日以後の施設の使用及び利用並びに門真市立放課後児童クラブの利用（以下「施設の使用等」という。）に係る使用料、利用料金及びクラ

ブ費（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 9 月 27 日門真市条例第 29 号抄）

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 25 日門真市条例第 25 号抄）

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 18 条関係）

門真市立青少年活動センター

1 施設

施設名	定員	時間別					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
		円	円	円	円	円	円
創作室 1	15	600	600	700	1,200	1,300	1,900
創作室 2	35	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100
練習室 1	11	700	700	800	1,400	1,500	2,200
練習室 2	11	700	700	800	1,400	1,500	2,200
練習室 3	22	1,500	1,500	1,600	3,000	3,100	4,600
多目的室 1	35	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100
多目的室 2	35	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100
野外活動練習場	—	1,500	1,500	—	3,000	—	—

2 附属設備

種別	利用料金
音響設備等	利用回数 1 回につき、各品目の単位ごとに 10,000 円以内で規則

	で定める額
野外活動設備等	利用回数 1 回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で規則で定める額

備考

- 1 利用回数は、第 1 号の表の「午前」、「午後」又は「夜間」の利用区分は 1 回とし、「午前・午後」又は「午後・夜間」の利用区分は 2 回とし、「全日」の利用区分は 3 回とする。
- 2 門真市立青少年活動センターの利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

一部改正〔平成26年門真市条例 9 号・令和 6 年20号〕

別表第 2（第23条関係）

門真市立生涯学習センター

1 施設

施設名	定員	時間別					
		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時30分まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時30分まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	人	円	円	円	円	円	円
小会議室	20	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第 1 研修室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
第 2 研修室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
第 1 会議室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
第 2 会議室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
第 3 会議室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
多目的室	50	1,900	1,900	2,100	3,800	4,000	5,900
集会室	70	2,700	2,700	3,000	5,400	5,700	8,400
I T・視聴覚室	20	1,500	1,500	1,600	3,000	3,100	4,600
和室	10	700	700	800	1,400	1,500	2,200
プレイルーム	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
視聴覚室	162	4,500	4,500	5,100	9,000	9,600	14,100

陶芸木工室	17	1,500	1,500	1,600	3,000	3,100	4,600
-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

2 附属設備

種別	利用料金（1回当たり）	
陶芸用窯	素焼き	1,100円
	本焼き	2,300円

備考 門真市立生涯学習センターの利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

一部改正〔令和6年門真市条例20号〕

別表第3（第28条関係）

門真市立門真市民プラザ体育館

施設名		時間別	午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 6時まで	午前9時 から午後 9時まで
		利用者区分	円	円	円	円	円	円
体育室 (全面)	市内居住者		2,800	2,800	2,800	4,200	8,400	12,600
	市外居住者		5,600	5,600	5,600	8,400	16,800	25,200
体育室 (半面)	市内居住者		1,400	1,400	1,400	2,100	4,200	6,300
	市外居住者		2,800	2,800	2,800	4,200	8,400	12,600
剣道場	市内居住者		700	700	700	700	2,100	2,800
柔道場	市外居住者		1,400	1,400	1,400	1,400	4,200	5,600
相撲場	市内居住者		400	400	400	400	1,200	1,600
	市外居住者		800	800	800	800	2,400	3,200

備考

- 1 市内居住者には、本市内に職場を有する者を含むものとする。
- 2 門真市立門真市民プラザ体育館の利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 3 附属設備を使用するときは、その利用料金として各品目の単位ごとに1月当たり500円以内で規則で定める額の範囲内で加算する。

一部改正〔令和3年門真市条例32号・6年20号〕

別表第4（第33条関係）

門真市立門真市民プラザグラウンド

利用時間	利用料金
1時間当たり	1,500円

備考

- 1 門真市立門真市民プラザグラウンドの利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、切り上げて1時間とする。
- 2 門真市立門真市民プラザグラウンドの利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

一部改正〔令和6年門真市条例20号〕